

平成31年3月20日

議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塙原村農業委員会

平成30年度年北塩原村農業委員会総会（平成31年3月定例会）議事録

1. 開催日時

平成31年3月20日（水）午後2時15分～3時26分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
 - ・農地法第18条の規定による合意解約について
- 第5 協議事項
 - ・平成31年度北塩原村農作業料金協定表（案）について
- 第6 提出議案
 - 議案第1号
北塩原農業振興地域整備計画の変更案について
 - 議案第2号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1～2番 賃借権設定
- 第7 その他
 - ・平成31年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について
 - ・平成31年度農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について
 - ・農業委員会と関係機関・団体との連携強化について
 - 「人・農地プランの見直しと今後の農業委員会の役割等について」

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 信也
事務局主査 渡部 達也
事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、平成30年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長にお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、2月20日、北塩原村農作業賃金協定会議をこちらの集会室1・2で開催しまして、農作業賃金協定会議員と事務局長、事務局が出席しております。2番、2月28日、喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議が喜多方合同庁舎で開催されまして、事務局が出席しております。3番、本日でございますが、平成30年度北塩原村農業者年金協議会代議員会をこちらの集会室1・2で開催しまして、代議員、事務局長、事務局が出席しております。4番、同じく本日でございますが、北塩原村農業委員会総会3月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、4月19日、北塩原村農業委員会総会4月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で、業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。農地法第18条の規定による合意解約について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから4ページをご覧ください。報告事項、農地法第18条の規定による合意解約について説明いたします。こちらの件については、ちょうど1年前の平成30年3月20日に開催された農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について承認され、同月22日付けで公告した件でございます。貸し手は〇〇〇の〇〇〇さん。借り手は同じく〇〇〇の〇〇〇さん。利用権（賃借権）の合意による一部解約となります。現在、9筆の田んぼの賃借権を設定しておりますが、今回はそのうちの1筆のみの解約となります。解約に至った理由としましては、過去に何度かこの田んぼの土手が崩れてしまいまして、下の田んぼの所有者に迷惑をかけてしまっていたとのことで、今回、重機も入れてきちんと修復はしたそうなのですが、それでも下の田んぼの方に、今後は作付をしないでほしいとの申出があったため、貸し手・借り手双方で話し合いが行われまして、合意がなされたので、今回解約をするということでございます。なお、解約された農地につきましては、今後、稲の作付はせずにソバを撒くなどして、〇〇〇さんの方で管理していくとのことでございました。以上、農地法第18条の規定による合意解約について朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で農地法第18条の規定による合意解約について終了いたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。平成31（2019）年度北塩原村農作業料金協定表（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の5ページをお開きください。協議事項、平成31（2019）年度北塩原村農

作業料金協定表（案）について説明いたします。こちらについては、先月の20日に開催されました北塩原村農作業賃金協定会議において協議し、協定会議の意見として決定された来年度の農作業標準賃金等について、協議及び検討を行うものでございます。次の6ページ、A3版の農作業料金協定表（案）をご覧ください。平成30度からの大きな変更点としましては、3つございます。まず1つ目が、消費税の部分となります。本年の10月1日より消費税が10%になる予定ですので、その対応として、作業料金を2列書きとしております。9月30日までの分は今年度より据え置きのままとしまして、10月1日以降の分を消費税10%で算出しております。その他、備考の欄に料金が書かれている場合は、括弧書きで10月1日以降の料金を表記しております。続きまして、大きな変更点の2つ目ですが、作業名で言いますと上から7つ目の「田植作業」に1つ種別を追加しました。これまでには、上の2つ、機械植と側条施肥機の2項目だけでしたが、今回、3つ目の側条施肥から除草剤、箱処理までの一連の作業を行った場合の料金を追加しております。最後に3つ目の変更点ですが、田植作業からさらに下に3つ目の枠にも1つ種別を追加しております。これまでには、ただの枠だけございましたが、色彩選別機を使用した場合も追加した方がいいのではないかという意見がありまして、協議、検討の結果、今回追加しております。主な変更点は以上となります。その他については、平成30年度からの据え置きとなっております。以上で、平成31（2019）年度北塩原村農作業料金協定表（案）について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。以上で、平成31（2019）年度北塩原村農作業料金協定表について終了するとともに、協定表を全戸配布することとします。

○議長

明後日、配布する。

○事務局

はい。これから印刷します。

○議長

明後日、金曜日の区長便で配布するとのことでございます。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、北塩原農業振興地域整備計画の変更案について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。議案第1号、北塩原農業振興地域整備計画の変更案について説明いたします。次の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、北塩原村長より諮問のあった案件について意見を求めるものでございます。番号1番、1、事業計画者及び土地所有者等についてですが、事業計画者は〇〇〇さん、北山字〇〇の方でございます。土地所有者ですが、〇〇〇さん、北山字〇〇の方でございます。2番の変更内容についてですが、編入・除外・用途区分の変更の別については、今回は農振地域からの除外となります。変更後の用途については、住居の新築のための宅地となります。現況地目別面積については、今回は畠で466m²となり、農用地利用計画上の用途区分面積も農地で466m²となります。3番、計画変更箇所（農用地区域から除外する土地）でございますが、北山字〇〇53番、農業生産の状況については、草刈り等の管理はしておりますが、現在は休耕地となります。地目は畠、面積は466m²でございます。4番、変更の目的及び変更の必要性についてでございますが、1点目、事業計画者は、現在、〇〇〇〇〇〇〇に勤務しております、〇〇〇〇で妻と子ども1人と生活をしております。実家での同居も考えたことですが、既に実家の方では兄家族が同居しているため、弟家族も一緒に同居するのは困難な状況であるとのことでございます。さらに現在、妻の両親が郡山市に住んでおりまして、そのご両親の定年後はこちらに呼んで同居をする予定もあるそうです。また、今後も家族が増える予定であり、現在暮らしている〇〇〇〇では手狭になってしまうため、住宅の建築を計画されたとのことでございます。今回の申請地は、実家や職場、幼稚園、小中学校にも近いため、住宅等敷地には最適と考え、このたびの申請地を選定されました。2点目、申請地は北山地区の東端にあり、村道に隣接しています。住宅排水は村内公共下水道本管に放流しますので、農用地の水路等に支障を及ぼすことはないと考えられます。また、申請地は集団農地の端に位置しており、周辺への影響がないと考えられます。3点目、事業計画者は土地を所有しておらず、実家周辺で土地を探しましたが適当な宅地や雑種地等がなかったため、今回の申請地を事業計画者の父である土地の所有者から譲り受け、住宅を建築したく、今回農用地区域からの除外を申し出られました。以上が、変更の目的及び必要性となります。今回の農振除外の案件につきまして、4箇所の候補地があげられました。20ページと21ページをご覧ください。こちらが、土地（候補地）選定一覧表とその位置図になります。今回の申請地を挙げる前に、この4箇所の候補地の比較選定が行われております。土地（候補地）選定の要件としましては、20ページを横に見ていただき、左上にありますと

おり、1、用途地域の確認と農振農用地区域であるかどうか、2、土地の権利取得が可能であること。3、住宅を建築するためある程度整形な面積が300m²以上確保できること。4、生活環境への影響がないこと。5、道路交通の利便性。6、取水・排水が可能であること。以上6つの要件をもとに様々な視点から選定地の検討をしております。検討した結果といたしまして、候補地4が最も適していると判断されております。次に、場所についてですが、17ページをご覧ください。○○前のバス停の脇の道路、○○・○に行く道ですね、こちらから入って100mほど行った村道に隣した土地でございます。申請箇所としまして、18ページの赤い枠で囲われた農地1筆となります。この部分が農振地域の中に入っているため、今回除外したいとの内容でございます。農振地域に位置しているかどうかについては、前後して申し訳ありませんが、16ページをご覧ください。黄色くなっている箇所が農用地区域界にある農地になりますて、小さい赤丸のところが今回の対象位置を示しております。端に位置していますが農振地域に含まれております。8ページから15ページまでが農業委員会の意見聴取に当たり、農業振興地域整備計画変更理由書と変更調書となります。こちらの説明については先ほど7ページで説明した内容となりますので省略いたします。以上のことから、当該地域は農振地域に入っておりますので、除外したいという内容でございます。なお、参考となりますが、今後、住宅を建築するに当たりまして、農地転用の行為が発生いたします。転用につきましては、原則許可となる第3種農地に該当しており、農地転用に係る許可見込もあると考えられます。上記のとおり提出いたします。平成31年3月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

こんな端っこで大変だな。あの辺は車飛ばす人多いんだよな。

○推進委員 佐藤誠一委員

本人がいろいろ選定して、ここがいいと選らんだわけだから。

○議長

農振地域の端に位置していて、今後の農地転用のことも考えてこの場所になったんだと思われます。

○議長

他にご質問等はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見ご質問なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りいたします。議案第1号、北塩原農業振興地域整備計画の変更案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、北塩原農業振興地域整備計画の変更案については、北塩原村長に対し、異議無しの意見を付して進達することにいたします。

○議長

続いて、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議題といたします。今月は2件ございます。それでは、議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の22ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。こちらについては、新規設定となります。番号1番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇34番、地目は田、面積685m²、同じく〇〇39番、地目は田、面積958m²、同じく〇〇40番、地目は田、面積1,117m²の3筆、面積の合計は2,760m²でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は2019年4月1日から2029年3月31日までの10年間。賃借料の額は年額で46,800円。1反当たりにおしますと18,000円となります。こちらは水張り面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といたしております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、23ページと24ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成31年3月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

3月13日に〇〇〇氏の自宅にお伺いして、調査書等に間違はないか確認してきました

ところ、間違いはないとのことでしたので許可相当といたしました。昨年は○○○さんの田んぼは耕作しておらず、このまま荒してしまうのはもったいないということで、○○○さんの方で畠ってやったそうです。昨年は畠ただけだったのですが、このままにしておくよりは田んぼとして活用して、少しでも収入にした方がいいのではないかと○○○さんから言っていただいて、○○○さんの方も田んぼとして使ってもらえるならありがたいということになりました、今回、新規設定をすることになったとのことでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

これまでには、この田んぼどうしてたの。畠ってはいたの。

○議長

これまで畠ったり、耕作してくれていた人が農業をやめてしまったので、何もせずに荒していたそうです。他に何かありますか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の25ページをご覧ください。議案第2号、2件目の利用権設定について説明いたします。こちらは再設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、○○○さん、○○歳、喜多方市○○の方でございます。続いて、利用権設定を受ける者（借受人）の方は、○○○さん、○○歳、北山字○○の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字○○102番、地目は田、面積2,907m²、北山字○○30番、地目は田、面積2,917m²の2筆、面積の合計は5,824m²でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間。賃借料については、現金と現物支給ということで、現金が47,000円。現物がコシヒカリとひとめぼれをそれぞれ

5袋ずつ支給とのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、26ページから28ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。なお、28ページの赤枠で囲われた今回の申請地の隣りの31番、こちらの〇〇〇さんの農地も期間はずれていますが、〇〇〇さんが借りて耕作しております。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。平成31年3月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。同じく13日の日に〇〇〇さん宅に伺って話を聞いてきました。申請内容に間違いはなく、再設定でもありますので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より2点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(平成31(2019)年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について)

(平成31(2019)年度農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について)

○事務局長

事務局からの説明は以上となります、何か質問等ございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、それでは、その他の3点目に移らせていただきます。農業委員会と関係機関・団体との連携強化（情報共有）ということで、本日は、喜多方農業普及所の松本さんにお越しいただいております。準備いたしますので、しばらくお待ちください。

(喜多方農業普及所 松本氏 入室)

(委員へ資料配付)

○事務局長

それでは、「人・農地プランの見直しと今後の農業委員会の役割等について」、会津農林事務所、喜多方農業普及所の松本様よりご説明をお願いいたします。

(喜多方農業普及所 松本氏 説明)

○事務局長

ありがとうございました。それでは、委員の皆さまから何かご質問等ありましたら、お願いいいたします。

(質疑応答)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

平成 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ 

議事録署名委員 3番 _____ 

議事録署名委員 4番 _____ 